

令和 6 年度

越谷市公営企業会計
資金不足比率審査意見書

病院事業会計
公共下水道事業会計

越谷市監査委員



越 監 第 8 5 号
令和7年(2025年)8月18日

越谷市長 福 田 晃 様

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 山 田 裕 子

越谷市監査委員 野 口 高 明

令和6年度 越谷市公営企業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された
令和6年度越谷市公営企業会計（病院事業会計及び公共下水道事業会計）の資金不足比率
を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

令和6年度 越谷市公営企業会計資金不足比率審査意見

第1 準拠基準

越谷市監査基準

第2 審査の種類

資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

第3 審査の対象

- 1 令和6年度 越谷市病院事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 令和6年度 越谷市公共下水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の着眼点

- 1 法令等に照らし算出過程に誤りがないか。
- 2 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- 3 算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

第5 審査の主な実施内容

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて審査を実施した。

第6 審査の実施場所及び日程

- 1 実施場所
監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等
- 2 日程
令和7年(2025年)6月19日から同年7月15日まで

第7 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であることを認めた。

(単位:%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
病 院 事 業 会 計	5.1	20.0
公共下水道事業会計	—	20.0

(注)公共下水道事業会計については資金剰余のため、比率は「—」(該当なし)と表示した。

2 個別意見

(1) 病院事業会計

当年度は資金不足が生じ、資金不足比率は5.1%となった。経営健全化基準(20.0%)を下回ってはいるが、関連する地方財政法上の取扱いでは起債許可対象となる水準に及ぶ状況であり、資金不足の早期解消に向けて実効性のある徹底した経営改善に努められたい。

(2) 公共下水道事業会計

当年度の資金不足は生じておらず、資金不足比率は算出されていない。今後も健全な財政運営に努められたい。